平成２６年（フ）第１６５号
釧路市春採７丁目24番12号　トキワ台ハイツ201号
債務者　工藤　澄子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１９１号
釧路市弥生１丁目９番11号
債務者　大場　美里（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９９号
栃木県足利市南大町245番地２　ファーストハイツ306
債務者　坂爪　　司
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第４２５号
岡山市北区野殿東町９番６号
債務者　森　　敬子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４１号
千葉県成田市吾妻３丁目５番地６
破産者　本間　高良（旧姓田村）
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１３号
埼玉県入間市東町４丁目６番３号
破産者　有限会社芦川商店
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９６号
三重県名張市桔梗が丘西三番町二街区104番地、営業所三重県名張市鴻之台１―11
破産者　有限会社ｂｉｓｅ
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第９３５号
神戸市垂水区小束山本町１丁目４番４号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区神若通５丁目２番９号
破産者　有限会社石野木工所
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７１号
神戸市兵庫区兵庫町１丁目１番８号
破産者　株式会社石原商会
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３１号
岡山県倉敷市福江1447番地１　市営林住宅13号
破産者　竹内　一臣
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４号
岡山県笠岡市茂平1602番地の12
破産者　株式会社祝部ＬＢ
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
福島県二本松市油井字一斗内64番地１
破産者　有限会社渡辺自動車鈑金塗装
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１４１号
金沢市打木町東1414番地
破産者　株式会社エフ・イー・シー
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１５５号
岐阜市芋島２丁目５番13―303号
破産者　有限会社井上塗装
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１５６号
岐阜市領下1686番地、開始決定時の住所岐阜市芋島２丁目５番13―303号　フレスト岐阜東
破産者　井上　孝司
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２５１号
岐阜県郡上市高鷲町ひるがの4670番地4124
破産者　株式会社ひるがの観光バス
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
和歌山県新宮市新宮2232番地10
破産者　株式会社こすもす
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第３５号
鳥取県米子市米原４丁目２番44号
破産者　有限会社ケーエスダイニング
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２７５号
高知市塚ノ原150番地９
破産者　有限会社マルチサービス
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係